

令和4年第9回定例教育委員会

令和4年9月27日(火) 午後2時31分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川淳司	説明員	教育部長	伊藤忠信
	委員	支部英孝		教育部次長	佐藤学
	委員	林大輔		学校教育支援室長	
	委員	須田壽美江			中島桂一
	委員	麓美絵		総務課長	山崎浩克
				学校教育課長	川口直也
				教育支援課長	清水さおり
				給食センター長	根廻哲哉
				対雁調理場長	佐藤友彦
				スポーツ課長	堀井修典
				スポーツ課参事	稲垣恭典
				情報図書館長	表誠
				郷土資料館長	櫛田智幸
				郷土資料館参事	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	河崎真大
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和4年第3回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 学習者用タブレット端末を活用した家庭学習について

2 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和4年第10回定例教育委員会の日程について

会 議 録

黒川教育長	<p>(開 会)</p> <p>ただいまから、令和4年第9回定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配付のとおりであります。</p> <p>会議に先立ち、本日の会議録署名人を、支部委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>1の報告事項(1)令和4年第3回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。</p>
伊藤教育部長	<p>伊藤教育部長お願いします。</p> <p>令和4年第3回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>教育委員会関係分は、9月9日及び12日に、計5名の議員から一般質問がありました。</p> <p>資料2ページをお開き願います。</p> <p>はじめに、角田議員から「地域のグローバル化への対応について」の質問のうち、「多国籍住民に対する住民サービス等の課題への認識と対応状況について」への答弁では、国が本年示したロードマップでは、円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組など、4つの重点事項と、その推進に向けた主な取組が示されている。</p> <p>市では、市内在住外国人へのコミュニケーション支援として、国際センターが中心となり、日本語教室を開講してきたほか、外国人の転入手続の際には、国際交流員が立ち会い、意思疎通が図れるようサポートしている。</p> <p>本年4月からは、国際交流員が教育委員会に移管となったことにより、教育行政の面においても充実が図られている。</p> <p>課題としては、非英語圏からの人数が年々増加しており、言語や生活習慣の違いにより、行政サービスを提供する際に、意思疎通を取ることが難しい事例も出てきている。</p> <p>そのため、電話通訳サービスを本年7月から、一部の窓口業務で先行して導入している。</p> <p>教育委員会としては、在住外国人の多国籍化の傾向は今後も続いていくものと考えており、引き続き、相談体制や支援体制の充実に向けて努めていくと答えています。</p> <p>次に、徳田議員から「不登校特例校について」質問があり、「不登校特例校に対する市の認識について」への答弁では、不登校特例校は、国の指定を受け、年間の総授業時間数の低減など、特別の教育課程を編成することができる学校であり、平成29年の国の指針において、設置を促進することとされている。</p> <p>現在、不登校特例校は、全国に21箇所、道内では札幌市に私立の中学校1校が開校している。</p> <p>これまで、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な教育機会の確保が重要と考え、適応指導教室「すぽっとケア」の開催日数の拡充などのほか、校内に別室登校できる支援室を設置する取組を進めている。</p> <p>不登校特例校は、不登校児童生徒を支援する重要な手法のひとつであると認識しているが、専門的な人材や財源の確保など、様々な課題もあることから、先進自治体の事例等を調査研究していくと答えています。</p> <p>資料3ページをお開き願います。</p> <p>次に、岡議員から「小・中学校における主権者教育について」、2点質問がありました。</p> <p>1点目の「小・中学校段階における主権者教育の充実の必要性について」への答弁では、平成23年に総務省の研究会がまとめた報告書において、新たな主権者教育として、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」を目指すとされている。</p> <p>学習指導要領においても、小学校では、地域社会の一員としての自覚、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養い、中学校では、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚を深めることを目指しており、市内小中学校では、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた主権者教育を行っている。</p> <p>教育委員会としては、主権者としての資質・能力を身に付けていくことが重要であると認識しており、学校における発達段階に応じた主権者教育の充実が必要であると考えてい</p>

ると答えています。

2点目の「小・中学校における主権者教育の取組について」の質問への答弁では、文部科学省が設置する主権者教育推進会議の令和3年3月の最終報告書では、児童生徒にとって身近な社会である学校生活の充実と向上を目指す児童会・生徒会活動は、主権者としての意識を涵養する上で大変重要であると示している。

市内小中学校では、児童会・生徒会活動や学級活動の中で、自治的な活動を実践的に学ぶほか、学校行事の内容について、児童生徒が意見を出し合い、計画する場面を可能な限り取り入れることなどにより、主権者としての資質・能力の育成に取り組んでいる。

教育委員会としては、社会を生き抜く力や地域の課題解決を、社会の構成員の一人として、主体的に担うことができる力を児童生徒に育成する教育が重要と考えており、市内における様々な取組の共有や、全国の先進的な事例を提供することで、小中学校における主権者教育の取組がより一層充実するよう、学校を支援していくと答えています。

資料4ページをお開き願います。

これに対し、岡議員から再質問があり、児童に給食の意見を聞くこと、また、校則の見直しに生徒が参画していくことについての答弁では、学校給食に関して、子どもの意見を聞くことは、栄養バランスなど献立の反映には一定の制約はあるものの、主権者教育につながる取組であると考えている。

次に、校則の見直しに当たり、生徒が意見を述べることは、身近な課題に意見を表明し、合意形成を図り物事を決めていく実践の場として、主権者教育として有効な取組と考えている。

教育委員会としては、小中学校における発達段階に応じた主権者教育が、より一層充実するよう、学校を支援していくと答えています。

資料5ページをお開き願います。

次に、干場議員から「シックスクール対策について」、3点質問がありました。1点目の「効果的な空気環境検査について」への答弁では、文部科学省が定める学校環境衛生基準では、学校施設内の空気の状況について、揮発性有機化合物6物質を対象として、年1回、1か所の定期検査を実施することとされている。

また、工事等により、揮発性有機化合物の発生のおそれがあるときには、臨時検査の実施が規定されている。

教育委員会では、「シックスクール対策マニュアル」に基づき、検査箇所を国の基準よりも多く実施したほか、必要に応じて臨時検査を実施してきた。

検査場所については、定点測定を基本としながら、学校側から懸念される箇所の聞き取りを行ったうえで、決定してきたところである。

教育委員会としては、定期検査においては、今後も定点測定を基本とし、定点測定となっていない一部の学校については検査場所の整合性を図るなど、今後も適切に実施していくと答えています。

2点目の「香害をシックスクールに位置付けることについて」の質問への答弁では、「香害」とは、一般的に合成香料が原因となって、不快感や健康被害が誘発されることと言われており、厚生労働省をはじめ5省庁は、ポスターを作成し、理解を求める啓発を行っている。

学校施設内の空気の状況は、学校環境衛生基準に基づき、検査・確認を行うものとされているおり、この基準に規定されていない「香害」や「香り」を位置づけることは、難しいものと考えている。

教育委員会としては、「香り」の影響については、児童生徒の健康被害をもたらす可能性があることを認識しており、引き続き、国や社会情勢の動向を注視しながら、学校施設の適切な管理・運営に努めていくと答えています。

3点目の「シックスクール対策マニュアルを見直すことについて」の質問への答弁では、「シックスクール対策マニュアル」は、学校施設内での化学物質による健康被害を未然に防ぐとともに、症状等が確認された場合に、適切に対応できる体制を確保するため、平成25年度に作成したものである。

マニュアルの見直しについては、国が令和3年4月に室内濃度指針値を一部改定したことを受け、国の方針や社会情勢の変化を踏まえ、現在、進めているところである。

教育委員会としては、化学物質過敏症や化学物質への配慮が必要な児童生徒が、安心し

て学校生活を送ることのできる環境の確保は、重要と考えており、引き続き、学校と緊密に連携を図りながら、シックスクール対策に取り組んでいくと答えています。

資料6ページをお開き願います。

続いて、干場議員から「江別市学校給食用食器検討委員会について」、3点質問がありました。1点目の「設置要綱に基づく市の認識について」への答弁では、江別市学校給食用食器検討委員会は、学校給食用食器の安全性等に関する調査審議を行い、更新、選定について、教育委員会に意見等を述べることを目的に、教職員や保護者、外部有識者などを構成員として、平成19年11月に設置されている。

この検討委員会では、更新時期に合わせて安全性や耐久性などについて議論がなされ、これまで4回の意見報告書が提出されている。

この意見報告書に基づき、食器の見直しを重ねてきており、現状では小皿・中皿・カップにつきましましては強化磁器、箸につきましましては樹脂製を採用している。

教育委員会としては、給食で使用する食器の選定に当たっては、食器検討委員会において、設置目的である材質等の安全性のほか、衛生面や使いやすさなど、様々な観点から総合的に議論いただき、選定していただいているものと考えていると答えています。

2点目の「行政の立ち位置等について」の質問への答弁では、本年の食器検討委員会は、令和6年4月に更新予定の箸を選定するため、6月から8月にかけて3回開催したところである。

教育委員会からは、安全性について議論いただく資料として、「試験検査成績書」などのほか、当市における食器の材質の変遷や道内他市の状況などの比較資料を各委員に配付している。また、委員から要望があり、箸のサンプルを用意や、洗浄の様子がわかる動画を提供した。

検討委員会では、こうした資料をもとに、洗浄時等の安全面や衛生面での懸念のほか、破損・変色についてなど、幅広く議論が行われたと考えている。

教育委員会としては、今後においても、適正な議論が行われるよう、必要な資料の提供に努めていくと答えている。

3点目の「安全性等に関する説明について」の質問への答弁では、今年度開催した食器検討委員会の資料として、教育委員会からは、箸の耐熱温度や成分比較表のほか、安全データシートや試験検査成績書を配付している。

検討委員会では、こうした資料をもとに議論がなされたものと考えている。

教育委員会としては、給食用食器の選定に当たっては、各委員が材質の安全性や衛生面などの情報を十分に理解した上で、議論いただくことが必要と認識しており、必要な情報提供と説明に努めていくと答えています。

資料7ページをお開き願います。

これに対して、干場議員から2点再質問があり、1点目の、「シックスクール対策について」に係わって、「マニュアルの見直しの中で、香害の原因となる洗剤や柔軟剤を盛り込むことについての考えについての再質問への答弁では、「香り」が与える影響について、様々な意見があることから、国の動向や他自治体の事例を参考としながら、研究していくと答えています。

2点目の、「江別市学校給食用食器検討委員会について」に係わって、検討委員会における行政としての対応についての再質問への答弁では、今後においても、食器の選定に当たっては、安全性を基本としつつ、様々な観点から、適正に議論を行っていただけるよう、丁寧な説明や資料提供に努めていくと答えています。

次に、齊藤議員から「ヤングケアラーについて」の質問のうち、「スクールソーシャルワーカーの現状と今後の対応について」への答弁では、教育委員会では、現在、スクールソーシャルワーカーを3名配置し、家庭や学校で困難を抱える児童生徒の支援を行っている。ヤングケアラーの疑いがある児童生徒には、江別市家庭児童対策地域協議会において情報共有しながら支援をしている。

国の支援マニュアルでは、ヤングケアラーの支援の特徴として、本人だけではなく、家族全体の支援が必要な事例が少なくないことから、地域包括支援センターや市の福祉部門など、多岐にわたる関係機関との調整が重要であるとされている。

教育委員会としては、スクールソーシャルワーカーの重要性が今後も増すものと認識しており、様々な場面において、学校や関係機関との連携強化を図り、ヤングケアラーの適

<p>黒川教育長</p>	<p>切な支援に努めていくと答えております。 資料 8 ページをお開き願います。 これに対し、齊藤議員から再質問があり、スクールソーシャルワーカーの体制についての答弁では、平成 30 年にスクールソーシャルワーカーを 2 名から 3 名に増員している。 教育委員会としては、江別市家庭児童対策地域協議会や、子ども支援庁内調整会議などの連携の場を活用し、現在の体制でヤングケアラーを含めた児童生徒の適切な支援に努めていく。 今後については、支援児童生徒数の推移や支援の内容など、状況を見ながら、必要に応じ、対応を検討していくと答えています。 以上です。 ただいま報告のありました、令和 4 年第 3 回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。 それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)</p>
<p>中島学校教育支援室長</p>	<p>次に、報告事項 (2) 学習者用タブレット端末を活用した家庭学習についての報告を求めます。 中島学校教育支援室長をお願いします。 報告事項 (2) 学習者用タブレット端末を活用した家庭学習について、概要をご説明いたします。 資料 1 ページをご覧ください。 はじめに、1 の学習者用タブレット端末を活用した家庭学習の目的についてであります。一つ目として、学習者用タブレット端末をノートや鉛筆と同じ学びのツールとして使用できる力を育てる、二つ目として、タブレット端末を活用して学習ができる力を育てる、としております。 次に、2 の対象学年であります。小学校 4 年生以上で実施することを基本といたします。タブレット端末は、令和 2 年度に中学校 3 学年分と小学校 4 学年分を整備し、残りの小学校 2 学年分は今年度に整備しており、学校によって、これまで 1 学年分の端末を 1 年生から 3 年生で共用している場合もあるため、まずは一人一台の配置が完了しておりました、4 年生以上での実施といたしました。 次に、3 の開始時期であります。令和 4 年 10 月後期からを予定しております。 次に、4 のタブレット端末の持ち帰りの頻度であります。当面は週一回の持ち帰りを基本として実施いたします。学習計画に沿って持ち帰りを進めていく中で、タブレット端末の活用が、児童生徒の学習意欲の向上や教員の負担軽減につながると実感されれば、各学校の判断で持ち帰りの頻度を増やしたり、健康観察や家庭での学習時間の記録などに広く活用したりすることも可としております。 次に、5 の家庭での学習例であります。タブレット端末に搭載されております、デジタルドリル教材のイーボードや文部科学省が提供している学習用デジタル教材メクビットの活用、学習者用デジタル教科書を使用した聞き取りや音読などの学習、タブレット端末に搭載されているソフト等を活用したタイピングの練習などを想定しております。 次に、6 の学習者用タブレット端末を使用する上でのセキュリティであります。セキュリティを高めるため、タブレット端末に有害と思われるサイトの閲覧をブロックするフィルタリング設定を実施するとともに、アプリや拡張機能のインストールはできないように設定をしております。 次に、7 のインターネット環境についてであります。各家庭でのインターネット環境の整備を基本としてきたところですが、整備が間に合わない家庭があるため、令和 4 年度に限った緊急的な措置として、緊急時用モバイルルーターを貸出いたします。 資料 2 ページ及び 3 ページには、参考資料として、保護者の皆様及び児童生徒に向けたお知らせ「学習者用タブレット端末使用ルール」についてをお付けしておりますので、ご参照いただきたいと思います。 注意事項等として、タブレット端末を持ち帰った際にも、学習活動以外の目的では使用しないこと、貸与されたものなので丁寧に扱うこと、児童生徒本人のものも含め、個人情報の取扱いなど情報リテラシーに十分注意すること、長時間や寝る直前の使用をしないなど、健康に気を付けて使用することなどを記載しており、保護者と児童生徒と一緒に確認</p>

	<p>をしていただくよう、お願いする内容となっております。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、学習者用タブレット端末を活用した家庭学習について、質問等がございましたらお受けします。</p>
支部委員	<p>児童生徒がタブレット端末を自宅に持ち帰って、いろいろな操作や予習・復習も含めて、おそらく上手に活用されていると想像しているのですが、過去に児童生徒のゲームに対する1日の使用時間が非常に長かったというデータがあったと思います。そこの関わりで、ゲームから学習のほうに向かっているという結果ができれば良いと思っているのですが、自宅での学習活用の仕方等について、上手に指導をしていただければありがたいです。</p>
中島学校教育支援室長	<p>タブレット端末に搭載されております学習用のソフトでございますが、デジタル教科書など動画があったり、ゲーム感覚でタイピングが練習できるソフトなどがございます。そういったものに興味を抱いていただいて、家庭でも使っていただければ、ゲームに費やしていた時間が少しタブレットの学習の方に興味を示すようになると、期待しているところです。</p>
支部委員	<p>教育現場の先生の力も必要なのでしょうけども、ぜひ今の説明されたような方向に向かっていただければ、良い結果になるのではないかと期待しているところですので、よろしくお願いいたします。</p>
黒川教育長	<p>それでは、今、支部委員からありました内容について、改めて各学校への指導についてもお願いをいたします。</p>
須田委員	<p>家庭へのWi-Fi環境ですが、今年度に限っては緊急措置としてモバイルルータを貸し出すということなのですが、来年度以降は、全家庭にWi-Fiのネット環境が揃うと考えていらっしゃるのか、それとも、まだ揃っていないところには、また緊急措置を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。</p>
中島学校教育支援室長	<p>来年度につきましては、今のところ決定した対応はまだないのですが、他市の状況を見ますと、1つはこのようなモバイルルーターをWi-Fi環境がないご家庭にお貸ししたり、Wi-Fi環境が整った公共施設や図書館などを活用していただくような例もございます。もう1つは、就学援助のオンライン費ということで家庭のWi-Fi環境を整える費用の一部を補助して、ご家庭で対応していただくという方法をとっている市町村もございます。いずれにいたしましても、来年度以降、家庭でタブレットの学習ができないですとか、家庭以外の場所でもタブレットの学習ができないという子がでないような手当は、引き続き検討していきたいと考えております。</p>
黒川教育長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p>
林委員	<p>持ち帰りが週1回ということですが、これは持ち帰る日は各学校で決めて、一斉持ち帰りということなのかということと、このタブレットではいろいろな学習ができるのでしょうか、タブレット同士での通信はできるでしょうか。</p>
中島学校教育支援室長	<p>タブレットの持ち帰りについては、何曜日に持ち帰るのかなどにつきましては学校の判断での対応をお願いしておりますが、教育委員会としましては、金曜日に持ち帰っていただきますと、土日に保護者の方が家庭にいらっしゃる人が多いと考えられますので、お父さんやお母さんが子供の勉強を見てあげたり、Wi-Fi環境がなければ、保護者のスマホのテザリング機能を使って学習していただくなどが考えられますので、金曜日の持ち帰りなどについて考えていただくようお願いしたところでございます。また、2つ目のタブレット同士の通信につきましては、タブレットは学校の先生と児童生徒との通信で、学校の先生から一斉にお知らせしたり、先生と児童生徒の1対1で、メールのような機能で連絡を取ったりということは可能な仕組みとなっております。そのため、タブレットを使用して児童生徒同士でやり取りをするということは想定しておりません。</p>
林委員	<p>基本的にできないという理解でよろしいのでしょうか。小学生の携帯電話の使用についてはいろいろ整備されていると思うのですが、例えば、部屋では使わずに必ず居間で使うようにしなさいなど、細かく定めているルールがあったように記憶しているのですが、同じような機能なのであれば、整合性を取った方がよろしいのではないかと感じたところです。</p>
中島学校教育支援室長	<p>タブレットの機能としては、当然、市販のタブレットと同じように通信できる性能があると思いますが、児童生徒同士のやり取りができないように設定しているところがございます。</p>
麓委員	<p>タブレットの持ち帰りについてですが、今、学校に持っていく荷物が重いという話をよ</p>

中島学校教育 支援室長	く聞くのですが、このタブレットを持ち帰ることによって、例えば、学校に教科書を置いていけるなどの対策につながる見込みはありますか。
黒川教育長	まず、学習者用タブレットにつきましては、重さが1.5kg程度ございます。そのため、小学校の低学年ですと、カバンに入れて持ち帰るのであれば少し重いのではないかというご意見も報道等で聞かれます。また、紙の教科書との関係でございますが、運用として各学校の判断もあると思いますが、今のところは紙の教科書と併用するというものですので、両方とも持ち帰るとい形になるかと思えます。
山崎総務課長	そのほか質問等はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、2のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願います。 山崎総務課長お願いします。
黒川教育長	今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として令和5年度予算編成方針について、令和4年度全国学力・学習状況調査の調査結果について、第3期江別市学校教育基本計画の策定についてなどを予定しております。 また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、10月27日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は10月27日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第9回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後3時10分

署名人（教育長） 黒川 淳 司

署 名 人 支 部 英 孝